

諮問番号：諮問第 2 1 9 号

答申番号：答申第 2 1 9 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市八幡東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 6 2 条第 3 項の規定に基づく保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、2 0 2 2 年 1 月 4 日付けで解除された。しかしながら、本件処分はそもそも、日本国憲法第 2 5 条、法、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 4 条等に違反する違法な処分であるところ、審査請求人は本件処分のゆえに 2 0 2 1 年 1 1 月、1 2 月分の保護費を受給することができなかった。

本件審査請求は、本件処分に対する行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 2 条に基づく審査請求であり、本件処分はそれ自体が違法であるとともに、手続に重大な瑕疵があり違法であることを主張するものである。

- (2) 本件処分が行政手続法第 1 4 条違反であること

本件処分が不利益処分であることは明白であるところ、その理由は令和 3 年 1 0 月 2 7 日付け生活保護停止決定通知書（以下「本件通知書」という。）に記載されている。しかしその記載内容は、行政手続法第 1 4 条の趣旨にかなうものではなく、手続上の違法とはいえ本件処分自体を違法たらしめる重大な違法である。

すなわち、本件通知書は「以前から資産申告書と同意書を提出するよう指導指示を行ってきましたが提出がありませんでした。」から始まるどころ、「以前から」の始期も、「指導指示」の内容、時期も明確にされていない。すなわち、過去の指導指示及びその違反については、あったか否かも明確にされていない。

続いて「令和3年8月5日、～提出がありませんでした」とあるが、先に指摘した通り、過去の指導指示に関する記載が不明確であることから、問題とされている2021年8月5日付けで行われた、たった1回の指導違反（同月12日までの資産申告書・同意書不提出）のみが本件処分の理由である。

処分の基因となった事実を名宛人が通知書の記載それ自体から具体的に知りうる程度に特定しなければ、行政手続法第14条第1項にいわゆる理由に当たらないことは、最高裁昭和49年4月25日判決（民集28巻3号405頁）をはじめとする判例から明らかである。しかし本件では、過去の指導指示の内容、態様、時期が何ら明白にされていない以上、ただ1回の指導指示違反だけが、処分の理由として明確に記載されている。

したがって本件処分に付記された理由は、行政手続法第14条において処分庁に義務付けられた「理由の提示」にあらず、かつ、審査請求人が不利益処分に至る手続の過程で適切な反論ないし不利益処分を回避するための措置を講ずる機会を奪った結果、審査請求人の生命身体を危険にさらしたものであって、単なる手続上の違法にとどまるものではなく、本件処分自体を違法たらしめる重大な違法である。よって本件処分は取り消されるべきである。

(3) 不当目的・不当動機による処分であることが明白であること

本件処分は、審査請求人を経済的に困窮させ、後述する資産申告書及び生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）の施行に伴う法第29条第2項創設後の新様式の同意書（以下「新同意書」という。）の提出を強制させる目的でなされたことが明白である。

ア 行為態様から推認される不当目的、不当動機

本件処分の通知自体が、翌月の扶助費支給日を目前にした月末に行われており、この時点で通常の保護受給者であればほとんど余裕のない生活を行っていることが容易に予測されることから、審査請求人を経済的にひっ迫させる意図が明白である。

イ 処分庁が審査請求人の対人関係を熟知しながら本件処分を行ったこと

そもそも審査請求人は、元来自宅へのケースワーカー訪問や、福祉事務所へ自ら赴くことに決して積極的ではなかった。これは資産隠し等の不当な目的によるものではなく、親族亡き後親族所有の住宅を使用貸借して暮らす生活の長い審査

請求人が、知らない人と接することを極力避けたいがためである。

したがって、処分庁は、審査請求人の対人関係の状況を熟知していたにもかかわらず本件処分を行ったものであって、審査請求人が直ちに経済的に困窮し、資産申告書及び新同意書を提出せざるを得ないように仕向ける不当な目的・動機があったことが明白である。

(4) 本件処分の理由が厚生労働省の運用と逆行しており、法の趣旨に反すること

本件通知書に記載された本件処分の理由は、新型コロナウイルス蔓延下での、2か月間の保護停止を正当とするだけの理由足りうとは到底言えない。

すなわち、厚生労働省は、特別障害給付金の支給に関し、新型コロナウイルス蔓延下において、診断書の取り付けの間に合わない受給者が存在することを想定し、そのような受給者への支給差し止めを、2021年12月末まで待つことを日本年金機構に求める通知「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等に係る特別障害給付金の診断書が提出期限までに提出されなかった場合における特別障害給付金の支払の一時差し止め等の取扱いについて」（年管管発1105第4号令和3年11月5日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「事業管理課長通知」という。）を発するなど、新型コロナウイルス蔓延下の状況において、相当に柔軟な対応を関係省庁に求めており、これは地方行政庁に対してもたびたび通知されている。そうした厚生労働省の弾力的運用と、たった1回の資産申告書及び新同意書の提出指示に対する違反が2か月の支給停止処分を正当化しうるとする処分庁の判断は、明らかに相反するものであり、当然後者が法の趣旨に反している。

よって、本件通知書記載の理由は、本件処分を正当化するものではなく、本件処分は違法であることが明白である。

(5) 行政の安定性違反及び信義則違反であること

事業管理課長通知に見られるほか、厚生労働省は、各福祉事務所長を直接の名宛人として、保護基準の弾力的運用を求める通知を、2020年春頃から繰り返し周知している。

処分庁の判断および対応は硬直的そのものであり、厚生労働省の方針とも全くそぐわない。

また、審査請求人は2012年頃から法に基づく保護（以下「保護」という。）の受給を開始し、その際、資産申告書及び改正法施行に伴う法第29条第2項の創設

以前の旧様式の同意書（以下「旧同意書」という。）の提出を行い、通帳等の書類を提示して、資産状況を申告した。その後、審査請求人は一度も資産申告書及び新同意書を提出することなく、2021年8月5日まではこれに対する不利益処分ないしこれにつながる手続きを受けることなく、2021年10月までの約9年間、処分庁より適法に保護を受給してきた。

このように約9年間、資産申告書及び新同意書を提出することなく適法に保護費を支給してきたにもかかわらず、たった一度の書面指示に従わなかったことが法第27条第1項の指示違反であるとして保護の停止という重大な処分を行うことは、上述した行政の安定性を害するとともに、信義誠実の原則（民法（明治29年法律第89号）第1条第2項）に反する違法なものである。

なお、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（平成27年3月31日社援保発0331第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成27年課長通知」という。）には、資産申告を12月ごとに行わせることとあるが、資産申告を書面で義務付けるものではないこと、あくまで任意のものとして取り扱うべきであって、強制が横行するようなことがあってはならないことは、既に処分庁に申入れ済みである。

重ねて、平成27年課長通知が法律そのものではないこと、平成27年課長通知の発出後も審査請求人は資産申告書及び同意書を提出することなく7年間保護を適法に受給しており、口頭での申告ないしはそれを補う処分庁の調査により、資産申告として十分であると審査請求人が認識したことに何らの非はない。むしろ、新同意書の提出が必要であるとの教示が文書でなされ、これを審査請求人が理解納得したのは、2021年12月21日付け処分庁課長回答が初めてであり、処分庁の教示義務違反を審査請求人の指導指示違反にすり替えることは断じて許されないことを強く申し述べる。

(6) 聴聞会の開催までに準備期間を十分に設けていないこと

ア 令和3年9月29日付け弁明聴取通知書（以下「本件弁明聴取通知書」という。）は、2021年9月29日付けで投函されたようである。もっとも、ケース記録票をみると、同年10月4日に聴聞会の開催を口頭にて告知し、審査請求人が「聴聞会の開催を知」った旨の記載がある。

そして、同日、「弁明の準備をしたい」との審査請求人の陳情にもかかわらず、

かかる陳情には正当理由がないとして、上記告知から2日後である、同月6日に聴聞会を行ったものである。

イ 弁明の機会付与は、日本国憲法第31条、行政手続法第13条第1項及び法第62条第4項によって定められる、被処分者に対する手続保障として行われるものである。

審査請求における裁決例では、「弁明のための準備期間を実質5日しか与えていないが、これは、保護の停廃止処分が予想される審査請求人にとっては、あまりにも短く、弁明の機会を十分に保障しているとは言えない」（秋田県庁審査請求事案平成16年12月27日）としたものがある。

本件においても、審査請求人に与えられた準備期間は2日間であり、長く見積もっても8日しかなく、保護の停廃止処分が予想される審査請求人にとっては、その準備期間が短かったものである。とりわけ、審査請求人は「弁明の準備をしたい」との陳情をしていたのであるから、処分庁としては、弁明の機会の準備期間を十分に設けた上で、聴聞会を開催すべきであった。

したがって、本件処分は手続上の違法がある。

(7) 法第62条第3項適用の前提（法第62条第1項違反の事実）を欠くこと

ア 法第27条による指示指導は、「生活の維持、向上その他保護の目的達成」のために行われなければならない。処分庁による弁明書によれば、処分庁が審査請求人に対して指示指導をした目的は、「生活保護の適切な実施のため」に資産状況を把握すべく「資産に関する申告」を求めるためであったと思われる。

ところで、この目的達成のためには、書面での申告によることは必須でなく、口頭による資産申告によっても目的を達成しうる。そうすると、法第27条による指示指導によって資産申告を求める場合には、審査請求人としては、口頭によって資産申告をすることによって指示指導に応じることがも妨げられないと解すべきである。

しかし、処分庁は、口頭での資産申告には応じる旨回答する審査請求人にもかかわらず、書面で申告することに拘泥していた。処分庁としては、書面を提出させることが目的化していたと言わざるを得ない。

したがって、口頭による資産申告に応じる旨述べていた審査請求人としては、指示指導の履行に応じていたものであって、法第27条の指示指導に従う義務(法

第62条第1項)に違反していない。

イ　ところで、処分庁が主張するように法第28条第1項及び「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)は、書面による資産報告義務を定めているが、これに違反した場合には、法第62条第3項ではなく、法第28条第5項による制裁を課すこととしている。

そうすると、書面による資産報告に従わなかった場合には、本来的には法第28条第5項によるべきであって、法第28条及び局長通知が書面による資産申告を求めているとしても、法第27条による資産申告にかかる指示指導についてまで書面による回答を義務とするものと解することはできない。

(8) 本件処分が裁量権の逸脱濫用であること

ア　本件処分は、審査請求人が資産申告をしなかったことを理由として行われたものと思われる。

この点について、審査請求人は、保護申請時、旧同意書及び資産申告書を書面で提出しているが、それによって処分庁は保護申請当時、審査請求人に資産がないことを確認している。そして、審査請求人は、収入申告書を随時提出しており、処分庁は、審査請求人に収入がないことを把握している。

そうすると、審査請求人が保護開始後から本件処分当時までの間に資産を形成し得ないことは容易に想定ができたものであり、審査請求人が資産を有していると疑うに足る状況はない。

このように、処分庁として審査請求人の資産状況を調査する必要性があったとしても、その必要性は緊急の必要性とまでいうことはできない。とりわけ、審査請求人は、口頭での資産申告には応じる旨回答していたのであり、書面での回答を得なければならない緊急性は存在しなかった。

したがって、本件において、処分庁が得られる利益に比して審査請求人が受ける不利益が大きすぎ、資産申告という目的とその達成のためにとられる手段としての保護停止処分との間には、均衡を失した比例原則違反がある。

イ　また、上記のように、保護停止処分は、受給者に与える不利益が大きく、かつ、その強制力が強度である制裁であるところ、旧法から新法への改正の際にも、慎重な手順を履むことを求めた経緯に照らせば、慎重な手順を履んだうえで行われ

なければならないことは上述のとおりである。

しかし、処分庁が、法第27条に基づく指示をしたのは一度のみである。一度のみの指示に従わなかったことを理由に、保護停止処分の制裁を発動するというのは、慎重な手順を履んだものとは到底言えない。

そうすると、本件において処分庁は、法が求める慎重な手順を十分に履践しないままに本件処分を行ったものであり、保護停止処分の制裁発動にかかる裁量権の逸脱濫用の違法がある。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われたものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

処分庁は、審査請求人に対して、提出を求めている資産申告書及び新同意書について、一度も提出がないため、保護の適切な実施のために法第27条に基づく文書による指導を行ったが、指示事項の履行がなく、これについて正当な理由がないため、本件処分を行ったものであると主張している。

上記を踏まえ、本件処分の前提となる指導指示の内容、本件処分の程度及び本件処分に至る手続に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

1 指導指示の内容について

(1) 資産申告書の提出について

局長通知第3は、資産保有の限度及び資産活用の具体的取扱いを定めており、要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせることと定めている。

また、局長通知第11の2の(1)のキは、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行わないとき、法第27条による指導指示を行うことを定めている。

北九州市八幡東福祉事務所(以下「八幡東福祉事務所」という。)の職員は、審査請求人に対し複数回資産申告書を提出するよう口頭で伝えたものの、審査請求人か

ら提出されていない。

このことは、局長通知第11の2の(1)のキの「次官通知第8の1による収入に関する申告及び局長通知第3による資産に関する申告を行なわないとき」に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、法第27条による指示指導によって資産申告を求める場合には、口頭によって資産申告をすることによって指示指導に応じることが妨げられないと解すべきであると主張している。

しかしながら、局長通知第3は、要保護者からの資産に関する申告は書面で行わせることと定めている。

また、審査請求人は保護申請時に資産申告書を提出していること及び弁明聴取会における審査請求人の弁明内容を踏まえると、審査請求人が書面による資産申告を行うことが困難であると認められるような特段の事情は認められず、処分庁が局長通知第3に基づき書面による資産申告を求めたことが不合理であるとはいえない。

(2) 新同意書の提出について

法第29条第1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施等のために必要があると認めるときは、要保護者等の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に、報告を求めることができると定めている。

また、「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について」（平成26年6月30日社援保発第0630第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「留意事項」という。）第3の2は、法第29条に基づく関係先調査の実施に当たっては、原則として、申請時又は申請後直ちに保護の実施機関等が行う資産、収入の状況等に関する関係先調査に同意する旨を記した書面（同意書）に署名捺印をさせ申請者から提出させることとし、現に保護を受けている者についても、適宜、様式変更後の同意書の提出を求めることとしている。

以上のことを踏まえると、新同意書の提出は、被保護者の資産、収入の状況等に関する調査を行う上で欠かせないものであり、保護の決定や実施の上で必要なものであるといえる。

令和3年3月25日に八幡東福祉事務所の職員から審査請求人に対し、資産申告

書の提出をしないのであれば、関係機関に調査を行うため、新同意書に署名するよう求めています。審査請求人は新同意書の提出を拒否している。また、令和3年8月3日に八幡東福祉事務所の職員は審査請求人に対して電話にて、資産申告書と新同意書の提出を再度促しましたが、審査請求人は拒否している。

このことは、局長通知第11の2の(1)の「その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。」に該当すると認められる。

(3) 文書による指導指示について

局長通知第11の2の(4)は、「法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これによりがたい場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととすること」としている。

このことについて、八幡東福祉事務所の職員は口頭で資産申告書及び新同意書の提出を求めたものの審査請求人から提出はなく、令和3年6月23日に、八幡東福祉事務所の査察指導員及び職員は、審査請求人に対する対応について協議を行い、口頭での指導では効果がないと判断し、資産申告書と新同意書の提出について、期限を設定して文書指示を行うと決定している。

したがって、処分庁は、局長通知第11の2の(4)に基づき、口頭での指導指示では資産申告書及び新同意書の提出という目的が達せられないと判断した上で文書による指導指示を行ったものと解され、そのことに不合理な点はない。

2 本件処分の程度について

(1) 指導指示が軽微なものであるかどうかについて

法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない旨を定めており、同条第3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条第1項の指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止、又は廃止をすることができる」と規定しているところ、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11の問1では、指導指示に従わない場合の取扱いについて、指

導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行い、それが適当でない場合は、保護を停止する旨を定めている。

令和3年8月5日付け「指示書」（以下「本件指示書」という。）の内容は、審査請求人に対し資産申告書及び新同意書の提出を求めるものであり、これらの書類の提出は、審査請求人の資産を把握し適正な保護を実施するために欠かせないものであるといえる。

したがって、本件における資産申告書及び新同意書の提出を求める指導指示の内容が軽微なものであるとは認められない。

（2）本件処分による保護の停止について

八幡東福祉事務所の職員は審査請求人に対し複数回資産申告書及び新同意書を提出するよう口頭で伝えている。

また、処分庁は、資産申告書及び新同意書の提出期限を令和3年8月12日とする指導指示を行い、審査請求人から提出期限までに当該書類が提出されなかったことをもって、審査請求人が指導指示に違反したとして、本件処分を行っている。

したがって、処分庁は、審査請求人に対し資産申告書及び新同意書の提出を行うよう繰り返し求めたにもかかわらず、審査請求人は提出しなかったことが認められるので、本件処分により保護を停止することが不合理であるとはいえない。

（3）弁明の機会における審査請求人の主張について

審査請求人は、弁明聴取会において弁明の機会を審査請求人に付与しており、当該聴取会において、審査請求人は指導指示違反をした理由について、「保護開始して8年間は何も言わず、今更提出しなさいというのはおかしい。自分が納得できる理由を説明されていないため、提出はしていない」等の主張をしている。

このことについて、資産申告書及び新同意書の提出は、審査請求人の資産を把握し適正な保護を実施する上で欠かせないものであり、処分庁の指導指示に違反したとして行われた本件処分は適正なものであるといえる。

したがって、弁明聴取会における審査請求人の主張は、処分庁の指導指示に従う必要がない理由及び従うことが困難であった事情について説明したものといえず、指導指示違反をしたことにおける正当な理由であるとは認められない。

3 本件処分に至る手続について

（1）理由の提示について

審査請求人は、本件通知書には、過去の指導指示の内容、態様、時期が何ら明白にされておらず、1回の指導指示違反が、処分の理由として記載されており、本件処分に付記された理由は、行政手続法第14条において処分庁に義務付けられた理由の提示にあらず、本件処分自体を違法たらしめる重大な違法であると主張している。

このことについて、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10の14は、決定通知書の決定理由の記載について、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとしているところ、本件通知書には、審査請求人に対し指導指示を行っており、令和3年8月5日に法第27条の規定により同月12日までに資産申告書と新同意書を提出するよう文書により指示を行ったが、審査請求人が文書による指導指示に従わなかったことから、弁明の機会の付与を行った上で本件処分を行った旨が記載されており、処分庁が局長通知第11の2の(4)に基づき本件処分を行ったことが読み取れる。

したがって、本件通知書に記載された本件処分の理由は、問答集問10の14における決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であるといえるので、本件処分が行政手続法第14条の規定に違反したものとはいえず、審査請求人の主張を認めることはできない。

(2) 弁明の機会の準備期間について

審査請求人は、弁明の機会のために与えられた準備期間は2日間であり、長く見積もっても8日しかなく、保護の停廃止処分が予想される審査請求人にとっては、その準備期間が短かったものである。審査請求人は「弁明の準備をしたい」との陳情をしていたのであるから、処分庁としては、弁明の機会の準備期間を十分に設けた上で、聴聞会を開催すべきであったと主張している。

しかしながら、本件弁明聴取通知書には、弁明の日時は同年10月6日午前10時であると記載されており、同年9月29日に、八幡東福祉事務所の職員は本件弁明聴取通知書を交付するために審査請求人宅を訪問したが不在であったため、本件弁明聴取通知書を投函している。また、八幡東福祉事務所の職員は同年10月1日に審査請求人に対し電話した上で、審査請求人宅を訪問している。

したがって、審査請求人は、令和3年9月29日ないし同年10月1日時点で、

本件弁明聴取通知書の内容について了知しうる状態にあったといえるので、処分庁が審査請求人に対し弁明の機会の準備期間を十分に与えていないという審査請求人の主張を認めることはできない。

よって、本件処分の前提となる指導指示の内容、本件処分の程度及び本件処分に至る手続に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年8月9日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年9月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分の前提となる指導指示の内容、本件処分の程度及び本件処分に至る手続に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

1 指導指示の内容について

法第28条第1項では、保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施のため必要があると認めるとき、要保護者の資産等を調査するために、要保護者に対して報告を求めることができる旨を定めており、局長通知第3では、要保護者からの資産に関する申告について、書面で行わせることとしている。

また、法第29条第1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施等のために必要があると認めるときは、要保護者等の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に、報告を求めることができると定めている。

そして、留意事項第3の2は、法第29条に基づく関係先調査の実施に当たっては、原則として、申請又は申請後直ちに保護の実施機関等が行う資産、収入の状況等に関する関係先調査に同意する旨を記した書面（同意書）に署名捺印をさせ申請者から提出させることとし、現に保護を受けている者についても、適宜、様式変更後の同意書の提出を求めることとしている。

処分庁は、これらの規定を踏まえ、審査請求人に対し、資産報告書及び新同意書を

提出するよう繰り返し求めたにもかかわらず、審査請求人は正当な理由なくこれらを提出していない。

このことは、局長通知第11の2の(1)において、法第27条による指導指示を行う場合として列挙されている同キ「局長通知第3による資産に関する申告を行なわないとき」及び同ス「その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき。」に該当すると認められる。

また、局長通知第11の2の(4)は、法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられないと認められるときは、文書による指導指示を行うとしている。

処分庁は、口頭での指導指示では資産申告書及び新同意書の提出という目的が達せられないと判断した上で、審査請求人に対し、資産報告書及び新同意書の提出について文書による指導指示を行ったことが認められ、そのことに不合理な点はない。

2 本件処分の程度について

法第62条第1項は、被保護者は、保護の実施機関が、法第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない旨を定めており、同条第3項は、保護の実施機関は、被保護者が同条第1項の指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止、又は廃止をすることができる」と規定している。

また、課長通知第11の問1では、指導指示に従わない場合の取扱いについて、指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行い、それが適当でない場合は、保護を停止する旨を定めている。

本件についてこれをみると、本件指示書の内容は、審査請求人に対し資産申告書及び新同意書の提出を求めるものであり、これらの書類の提出は、審査請求人の資産を把握し適正な保護を実施するために欠かせないものであるといえる。

よって、資産申告書及び新同意書の提出を求める本件指示書の内容が軽微なものであるとは認められず、処分庁が本件処分により審査請求人の保護を停止したことが不合理であるとは認められない。

3 本件処分に至る手続について

(1) 理由の提示について

問答集問10の14は、決定通知書の決定理由の記載について、決定の理由を周

知らせるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましいとしているところ、本件通知書には、審査請求人に対し指導指示を行っており、令和3年8月5日に法第27条の規定により同月12日までに資産申告書と新同意書を提出するよう文書により指示を行ったが、審査請求人が文書による指導指示に従わなかったことから、弁明の機会の付与を行った上で本件処分を行った旨が記載されており、処分庁が局長通知第11の2の(4)に基づき本件処分を行ったことが読み取れる。

したがって、本件通知書に記載された本件処分の理由は、問答集問10の14における決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、本件処分が行政手続法第14条の規定に違反したものと認められない。

(2) 弁明の機会の準備期間について

本件弁明聴取通知書には、弁明の日時は同年10月6日午前10時であると記載されており、同年9月29日に、八幡東福祉事務所の職員は本件弁明聴取通知書を交付するために審査請求人宅を訪問したが不在であったため、本件弁明聴取通知書を投函している。また、さらに、八幡東福祉事務所の職員は同年10月1日に審査請求人に電話をした上で、審査請求人宅を訪問している。

したがって、審査請求人は、令和3年9月29日ないし同年10月1日時点で、本件弁明聴取通知書の内容について了知しうる状態にあったといえるため、処分庁が審査請求人に対し弁明の機会の準備期間を十分に与えていないという審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩